平成２２年（フ）第３０５２号
札幌市東区北34条東１丁目４番３号　富士見荘１階左
債務者　野坂　英子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１１０号
札幌市白石区菊水３条４丁目４番11号　昭和ハイツ８号館102号
債務者　新居　喜一（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１２５号
札幌市北区新川１条４丁目４番17－３号　Ｊ－ＨＯＵＳＥ新川202号
債務者　森本　千秋
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１３８号
札幌市白石区川下３条５丁目２番６―502号
債務者　佐藤　美香（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１８９号
札幌市西区発寒６条13丁目６番11号　にしき荘１号
債務者　岩倉瑠志也
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２２４号
札幌市東区中沼町113番地817
債務者　高橋スミ子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２２５号
札幌市北区北28条西７丁目２番18号　ツインハウスＢ棟101号
債務者　野上　隆之
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２５７号
札幌市東区北30条東10丁目５番14号　シャルマンＯＫ102号
債務者　浅川　愛子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２８６号
札幌市中央区南17条西17丁目１番10号　伏見ビル303号
債務者　水落　克彦
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３８号
群馬県藤岡市立石651番地　県住89Ｄ棟62号
債務者　武田　昌代
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３５４号
群馬県高崎市井野町149－１　ノーブル井野201、住民票上の住所群馬県利根郡昭和村大字糸井5455番地457
債務者　篠田　直樹
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３５８号
群馬県高崎市本郷町184番地
債務者　芹沢　正春
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３５９号
群馬県高崎市本郷町184番地
債務者　芹沢　和江（旧姓大獄）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第５８８号
埼玉県吉川市栄町776番地43　末木荘201号
債務者　外城　喜明
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５９９号
埼玉県春日部市粕壁東６丁目15番８号　ホワイトエステート201号
債務者　小島　和美（旧姓柏倉）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１７０号
新潟県南魚沼市黒土新田433番地
債務者　青木　美幸
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２２７号
新潟県南魚沼市浦佐1997番地
債務者　勝又　一幸
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係